鹿角市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月１８日

鹿角市長　笹　本　真　司

鹿角市条例第３４号

鹿角市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

鹿角市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年鹿角市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（多量の一般廃棄物を生ずる占有者） **第 11 条**　法第６条の２第７項の規定により、市長が一般廃棄物の処理を指示することができる占有者の範囲は、市長が別に定める。	（多量の一般廃棄物を生ずる占有者） **第 11 条**　法第６条の２第５項の規定により、市長が一般廃棄物の処理を指示することができる占有者の範囲は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。